埼玉県水源地域保全条例
平成二十四年三月二十七日
条例第二十二号
埼玉県水源地域保全条例をここに公布する。
埼玉県水源地域保全条例

（目的）
第一条　この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この条例において「水源地域」とは、第六条第一項の規定により指定された地域をいう。
２　この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（第七条及び第十条第二項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）
第三条　県は、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に関し、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）
第四条　県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）
第五条　土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（水源地域の指定）
第六条　知事は、山間部の地域であって、水源のかん涵養の機能を有する森林の存するものを水源地域として指定することができる。
２　知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
３　知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
４　前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
５　知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、公聴会を開催するものとする。
６　知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
７　水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
８　第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除について準用する。

（土地の所有権等の移転等の届出）
第七条　土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第二項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を契約を締結しようとする日の三十日前までに知事に届け出なければならない。
　一　土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
　二　土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
　三　土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
　四　土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
　五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
　一　土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。
　二　非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
３　第一項の規定は、同項の規定による届出の後同項第四号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。

（市町村長への通知等）
第八条　知事は、前条第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。
２　知事は、必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

（報告の徴収及び立入調査）
第九条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項の規定による届出をした土地所有者等（次条において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。
２　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
３　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
４　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
５　第一項の規定による報告徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項の規定による届出があった日から起算して三十日以内にしなければならない。

（助言）
第十条　知事は、第七条第一項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとする。
２　届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

（勧告）
第十一条　知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
　一　第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
　二　第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
　三　第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（公表）
第十二条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）
第十三条　市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

（委任）
第十四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
１　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。
２　第七条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。